

「教育」はどう変えられたか

2006年9月26日、第1次安倍政権が成立すると同時に、自民党の長年の懸案事項であった教育改革が進められた。

まず10月10日、閣議決定により「教育再生会議」が設置される。構成は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、他に有識者メンバー17人。しかしその中に教育学者は一人もいなかった。しかも担当室事務局長が山谷えり子、担当室長が義家弘介である。

「教育再生会議」が具体的な変更を検討している一方で、12月15日に「改正教育基本法」が成立する。

旧「教育基本法」は憲法の理念を教育に生かすべく、その核とするのは個人の尊厳であり、公権力の不当な介入を否定した。旧教育基本法と新教育基本法の違いは次ページの資料をご参照のほど。

翌07年1月24日、教育再生会議は報告書を提出。「教育再生のための当面の取り組み」として、①ゆとり教育の見直し、②体罰禁止通知の見直し、③教員免許更新制導入、④教育委員会改革、④学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立等、4つの緊急対応を要求した。

3月10日、中央教育審議会が「教育三法」(学

校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法)の改正を答申する。20日後の3月30日には改正案が国会へ提出され、6月20日に「改正教育三法」が成立する。

教育三法成立過程の異様さを私たちは忘れてはいけない。通常なら衆議院の文部科学委員会が審議されるものが、「教育再生に関する特別委員会」を設置して一日(5月17日)で審議。本会議(5月18日)における与党のみの採択で可決。その後参議院に移ってからも委員会での与党による強行採決、及び本会議での与党賛成多数による採決・成立という経過をたどっている。

結局、安倍政権が行なった教育改革とは①国家主義的かつ復古主義的な教育・指導であり、②新自由主義的な教育再編であり、③地方自治を否定する国家権力への統制強化だった。

安倍政権が行なってきた様々な政策に統一教会の影響が憂慮されている現在、異常とも思える教育改革を改めて見直し、子どもたちにとってより良い教育制度に変えていく必要があるのではないだろうか。

(文責：細井明美／本誌編集委員)

【教育三法の改正内容】

学校教育法	地方教育行政法	教育職員免許法
① 「義務教育の目標」設定	① 教育委員会の責任体制の明確化	① 教員免許更新制
② 副校長の新設	② 教育委員会の体制の充実	② 指導が不適切な教員の認定・研修(教育公務員特例法)
③ 学校評価・情報公開の規定整備	③ 教育委員の数の弾力化、保護者の参加等	③ 分限免職者の免許失効
④ 大学等の履修証明制度	④ 教育委員会に対する国の権限強化	
	⑤ 教育委員会を通じた知事の私学への権限強化	

	旧教育基本法（1947/3/31 法律第25号）	新教育基本法（2006/12/22 法律第120号）
前文	<p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p><u>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</u></p> <p>ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>	<p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、<u>伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</u></p>
目的	<p>第1条（教育の目的）</p> <p>教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>第1章 教育の目的及び理念</p> <p>第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>
方針	<p>第2条（教育の方針）</p> <p>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>	<p>（教育の目標）</p> <p>第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>
義務教育	<p>第4条（義務教育）</p> <p>国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p>	<p>第2章 教育の実施に関する基本</p> <p>第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、<u>国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p> <p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p>